



福井労働局発表
令和元年8月30日(金)

福井労働局雇用環境・均等室
担当 監理官 山内 伸二
室長補佐 高鳥 律子
電話 (0776) 22-3947

「パートタイム・有期雇用労働法等説明会」を開催します。

正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の解消 (同一労働同一賃金)

福井労働局(局長 嶋田悦郎)は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年7月6日公布)による改正後の「短時間労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(2020年4月1日施行、中小企業は2021年4月1日施行)(以下、「パートタイム・有期雇用労働法」という。)の内容の周知徹底と円滑な施行に向けて、事業主、人事労務担当者等を対象に、以下のとおり説明会を開催します。

1 日時 令和元年9月12日(木)
【説明会】 13:30~15:30
【個別相談会】 15:30~16:30

2 会場 アオッサ 8階 福井県県民ホール
福井市手寄1丁目4番1号

3 参加者 事業主及び人事労務担当者等 約250名

4 内容

- (1)主催者あいさつ【福井労働局長】
- (2)「パートタイム・有期雇用労働法」について
- (3)「女性の職業生活における活躍促進に関する法律等の一部を改正する法律」について(女性の職業生活における活躍の促進に関する行動計画の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント防止対策等)
- (4)個別相談会

パートタイム・有期雇用労働法等説明会のご案内 (同一労働同一賃金関係)

～正社員と非正規社員の間での不合理な待遇差が禁止されます！～

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)との間の基本給や手当等について、不合理な待遇の差の解消を目指し、パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)から施行されます。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が可決成立し、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画策定義務の対象の拡大やパワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が新設されます。

改正法のポイント及び施行に向けた取組み等についてご説明します。

内容

- 1 「パートタイム・有期雇用労働法」について
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」について
(行動計画の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント防止対策等)
- 3 個別相談会 等

対象

企業の人事労務担当の方など 約250名

日時

令和元年9月12日(木) 13:30~16:30
(受付 13:00~)

会場

アオッサ8階 福井県民ホール
(福井市手寄 1-4-1) JR 福井駅より徒歩 1 分



【お問い合わせ先】

福井労働局 雇用環境・均等室

〒910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

TEL 0776-22-3947